

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）

1. はじめに

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用を、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に定める過去の観測値に基づく作業不能日数により計上するとともに、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更する場合においては、必要に応じて変更計上するための必要な事項を定めるものである。

2. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\begin{aligned} \text{猛暑による} \\ \text{労務費の増加費用} &= \text{工事費のうち労務費相当額} \times \frac{\text{作業不能日数(日)}^{※1}}{\text{工期(T)(日)} - \text{作業不能日数(日)}^{※1}} \\ &\quad \times (1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率(労務)}) \end{aligned}$$

※1 作業不能日数は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間を日数換算したものであり、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」による。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

$$= \text{労務費相当額算定用の工事価格} \times \text{標準的な労務費構成割合}^{※2}$$

$$= \text{労務費相当算定用の直接工事費} \times (1 + K^{※3} \div 100) \times \text{標準的な労務費構成割合}^{※2}$$

※2 標準的な労務費構成割合は、表1による。

表1 標準的な労務費構成割合

事務所	倉庫	学校の校舎	その他
8.59%	9.36%	12.25%	9.12%

（出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」

（令和7年12月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33頁）

※3 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、公共建築工事共通費積算基準の共通費の算定方法によることを基本とする。

3. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の工事費用への計上方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用については、直接工事費に加算する。

なお、内訳書の計上場所等については、以下を基本とする。

(1) 計上場所

種目別内訳書：工事を実施する主要建築物

科目別内訳書：その他

(2) 単価名称等

単価名称：猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用

単 位：一式

4. 猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合について

「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に基づき、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合は、上記（1）及び（2）の方法で労務費の増加費用の算定を行う。